



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 電話 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

首相の靖国神社玉串料奉納、5閣僚の靖国神社参拝に抗議します

内閣総理大臣 菅義偉様
経済再生担当大臣 西村康稔様
防衛大臣 岸信夫様
環境大臣 小泉進次郎様
文部科学大臣 萩生田光一様
国際博覧会担当大臣 井上信治様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、政教分離原則の順守を求め、首相や閣僚らが靖国神社に参拝及び玉串料や真榊等を奉納することに対して、一貫して抗議を続けています。先日の8月2日にも、敗戦記念日に玉串料の奉納及び参拝を行わないよう要請をしたばかりでした。それにもかかわらず、今年の8月15日に首相は玉串料を奉納し、8月13日には西村康稔経済再生担当大臣、岸信夫防衛大臣、8月15日には萩生田光一文部科学大臣、小泉進次郎環境大臣、井上信治国際博覧会担当大臣の合計5閣僚が同神社の参拝を行いました。

首相の靖国神社への玉串料奉納は「自民党総裁」の名で、つまり公的な立場で行うものであることを表明して行われたものであり、5閣僚の同神社の参拝も「文部科学大臣」または「国会議員」としての公の立場で記帳がなされており、公的な立場での参拝であることを表明して行ったものです。これらの行為は、日本国憲法第20条3項の政教分離原則に違反し、憲法第99条の憲法尊重擁護義務を侵害する行為というほかありません。

靖国神社は、戦前・戦中の国家神道体制下において軍国主義の精神的支柱、国民の思想統制の道具となり、その結果、300万人を越える国民、2000万人ものアジア諸国の人々のいのちを奪う悲惨な結末をもたらしました。この歴史の反省に基づいて政教分離原則は定められています。首相及び閣僚が同神社への参拝等を行うことは、政教分離原則及び憲法尊重擁護義務に違反する違法行為であるとともに、アジア・太平洋大戦にて国内外に甚大な被害をもたらしたことに対する歴史的反省を欠くものであります。

首相及び閣僚が、戦後76年の年に、国策を誤り侵略加害の罪責を犯した歴史の反省に立たず、日本国憲法尊重擁護義務をないがしろにし、政教分離原則を侵害したことに対し、厳重に抗議します。

2021年8月27日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也